

公告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
契約担当官 早川 雅貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	予定数量	備考
事業系産業廃棄物の収集運搬外1件	内訳書のとおり			

(2) 収集運搬

- 引渡場所 航空自衛隊浜松基地
引渡期間 契約締結日～令和7年3月31日
処分
1 履行場所 契約相手方指定場所
2 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- 入札日時 令和6年4月9日(火)10時30分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

10 契約方法 単価契約

11 その他

- 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、産業廃棄物処分許可証及び産業廃棄物収集運搬許可証の写しを令和6年4月8日(月)までに提出すること。(FAX可)
- 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年4月5日(金)必着。
- 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3771 FAX(053)472-7735 担当: 永田
仕様書の詳細については、基地業務群本部環境係に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3612 FAX(053)472-7735 担当: 鈴木

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	事業系産業廃棄物の収集運搬	浜基LPS-X400032	
		承認	令和5年 3月13日
		作成	令和5年 3月13日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第1航空団基地業務群本部		
<p>1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系産業廃棄物の収集運搬について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2.1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2.2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年6月24日浜松市条例第44号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4.1 役務内容 役務内容は、次による。</p> <p>a) 基地内から発生した事業系産業廃棄物を航空自衛隊浜松基地が処分依頼した業者（以下「産廃処分契約業者」という。）の履行場所（処分場）に収集運搬する。</p>			

件名	事業系産業廃棄物の収集運搬
b)	事業系産業廃棄物の基地内の集積は、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く、月2回の水曜日を基準とする。
4. 2	履行期間
	調達要領指定書のとおり。
4. 3	履行場所（処分場）
	産廃処分契約業者方
4. 4	事業系産業廃棄物集積場所
	調達要領指定書のとおり。
4. 5	履行回数
	調達要領指定書のとおり。
5	安全管理
	契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。
6	基地内共通事項
	契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。
	以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
	a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。
	b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。
	c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。
	d) 基地内への入出門時間は平日8時～16時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、場合により残業届を提出する。
7	その他
7. 1	提出書類
	提出書類は、次による。
	a) 役務契約時に提出する書類
	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
	b) 車両積載（産業廃棄物）後に提出する書類
	産業廃棄物管理票（A票）
	c) 月末に提出する書類
	1) 収集運搬通知書
	2) 産業廃棄物管理票（B2票）

7. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 産廃処分契約業者方の履行場所（処分場）に搬入される事業系産業廃棄物の状態
運搬用コンテナに混載された状態で搬入する。
- b) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
産廃処分契約業者方が準備するものとし、法令等に基づき処置する。
- c) 事業系産業廃棄物の運搬時は、飛散防止措置を講ずる。
- d) 集積場所を変更する場合は、官側（環境係）から別に示す。
- e) 請求書は、翌月10日までに官側（環境係）に送付する。
- f) 予定外の集積に応じて、既定の履行回数を変更する場合は、官側がその都度指示する。
- g) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

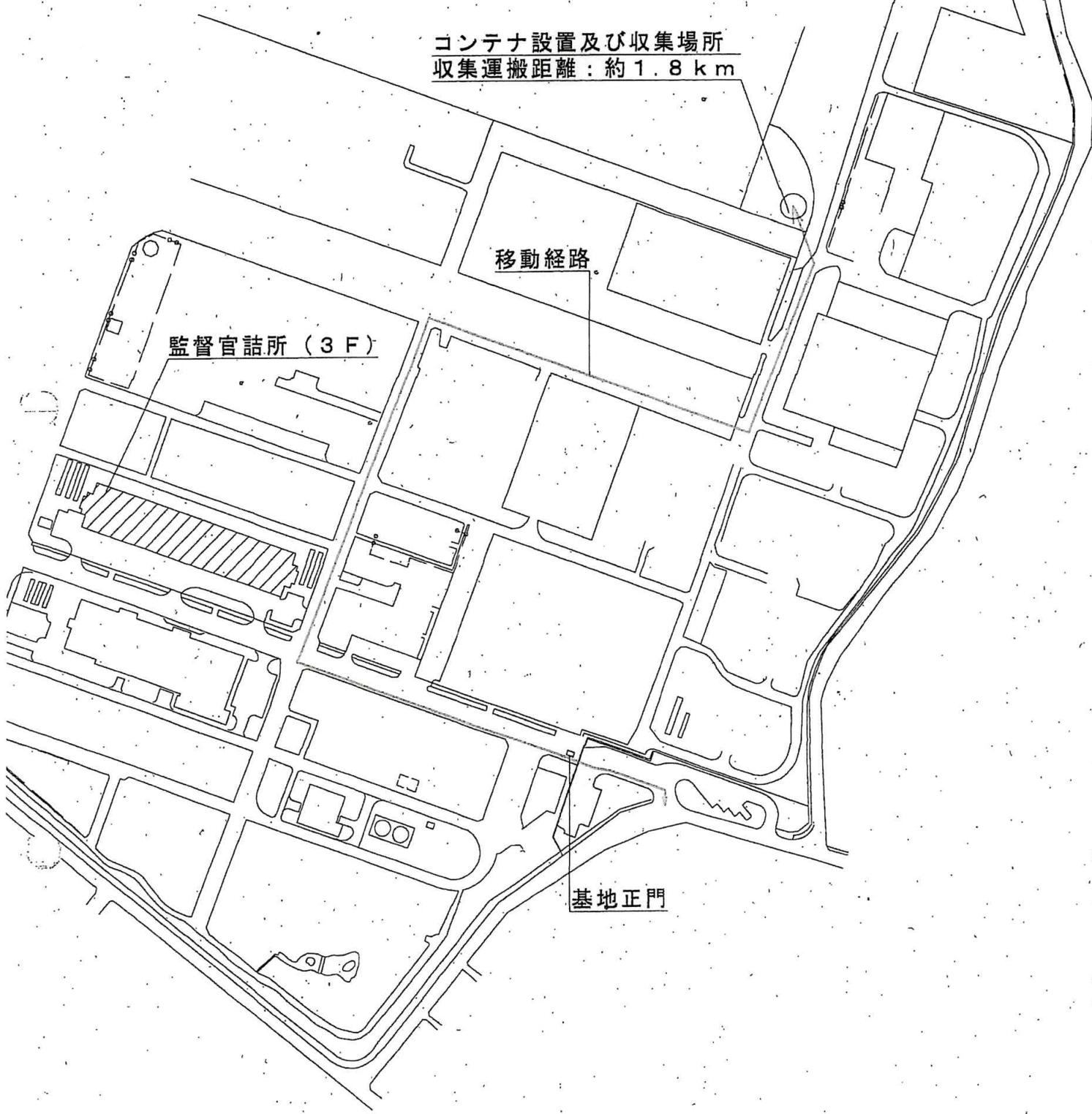
調達要領指定書	調達要求番号	98
	調達要求年月日	令和6年 3月15日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年 3月15日
品名又は件名	事業系産業廃棄物の収集運搬	
仕様書番号	浜基LPS-X400032	

指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。

- 4. 2 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで。
- 4. 4 事業系産業廃棄物集積場所
付図のとおり。
- 4. 5 履行回数
付表のとおり。

基地平面図（南地区）

コンテナ設置及び収集場所
収集運搬距離：約1.8 km



付図一 移動経路図（事業系産業廃棄物）

付表一 収集運搬予定表（令和6年度）

4月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								2
区分	産業廃棄物										1															1											2		
5月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物														1																					2			
6月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								2
区分	産業廃棄物					1														1															2				
7月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)		
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物										1																									2			
8月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)					
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物						1																														2		
9月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								2
区分	産業廃棄物				1																																2		
10月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)			
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物										1																									2			
11月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)						
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								2
区分	産業廃棄物					1																															2		
12月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)	
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物														1																						2		
1月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物										1																									2			
2月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)							
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28								2		
区分	産業廃棄物					1																															2		
3月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	計 (回)
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
区分	産業廃棄物																																				0		
四半期	1/四				2/四				3/四				4/四																										
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																											
小計	6				6				6				4																										
合計	22																																						

※本年度の収集運搬回数は、臨時分を5回加えた「合計：27回」とする。

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	事業系産業廃棄物の処分		浜基LPS-X400037	
			承認	令和5年 3月13日
			作成	令和5年 3月13日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第1航空団基地業務群本部			
<p>1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、事業系産業廃棄物の処分について規定する。</p> <p>2 引用文書</p> <p>2.1 一般 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p> <p>2.2 法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年6月24日浜松市条例第44号）</p> <p>3 監督・検査 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。</p> <p>4 役務に関する要求</p> <p>4.1 役務内容 役務内容は、次による。</p> <p>a) 航空自衛隊浜松基地が契約した業者（以下「基地契約済業者」という。）により航空自衛隊浜松基地から収集運搬された事業系産業廃棄物を処分する。</p>				

件名	事業系産業廃棄物の処分
	<p>b) 基地契約済業者により収集運搬された事業系産業廃棄物の契約相手方への搬入日は、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除き、官側がその都度通知する。</p>
	<p>c) 基地契約済業者により収集運搬された事業系産業廃棄物については、契約相手方の履行場所に搬入する。</p>
	<p>d) 基地契約済業者により収集運搬された事業系産業廃棄物については、契約相手方が法令等に基づき、適切に処分する。</p>
	<p>4. 2 履行期間 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>4. 3 履行場所 契約相手方</p>
	<p>4. 4 履行回数 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>4. 5 年間排出量 調達要領指定書のとおり。</p>
	<p>5 安全管理 契約履行中において官側の建物又は物品に損害を与えた場合は、監督官に報告するとともに、契約相手方の責において処置、修復を行う。</p>
	<p>6 基地内共通事項 契約相手方は、基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。 以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。</p>
	<p>a) 基地及び基地施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令の許可を受ける。</p>
	<p>b) 履行場所及び許可された場所以外の写真撮影並びに立入りは禁止する。</p>
	<p>c) 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。</p>
	<p>d) 基地内への入出門時間は平日8時～16時とし、それ以外に作業を行う場合は、監督官と協議し、場合により残業届を提出する。</p>
	<p>7 その他</p>
	<p>7. 1 提出書類 提出書類は、次による。</p>
	<p>a) 役務契約時に提出する書類 産業廃棄物処分業許可証の写し</p>
	<p>b) 月末に提出する書類</p>
	<p>1) 処分通知書</p>
	<p>2) 産業廃棄物管理票（D票及びE表）</p>

7. 2 細部事項

細部事項は、次による。

- a) 契約相手方の履行場所に搬入される事業系産業廃棄物の状態
運搬用コンテナに混載された状態で搬入する。
- b) 処分する事業系産業廃棄物の品目（主要廃棄物：廃プラスチック類）
 - 1) 廃プラスチック類
 - 2) 紙くず
 - 3) 木くず
 - 4) 金属くず
 - 5) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 6) がれき類
- c) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
契約相手方が準備するものとし、法令等に基づき処置する。
- d) 請求書は、翌月10日までに官側（環境係）に送付する。
- e) 予定外の集積に応じて、既定の履行回数を変更する場合は、官側がその都度指示する。
- f) 本仕様書に規定のない事項又は、疑義が生じた場合は、速やかに官側に申し出て、その指示に従う。

調達要領指定書	調達要求番号	97
	調達要求年月日	令和6年 3月15日
	作成部隊	1空団基地業務群本部
	作成年月日	令和6年 3月15日
品名又は件名	事業系産業廃棄物の処分	
仕様書番号	浜基LPS-X400037	
<p>指定事項：以下の項目番号は、仕様書の項目番号と同一である。</p> <p>4. 2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで。</p> <p>4. 4 履行回数 処分：27回</p> <p>4. 5 年間排出量 付表のとおり。</p>		

付表一年間排出量（見込み）

令和2年度～令和4年度の排出量及び履行回数					
事業系産業廃棄物 処分量 (kg)	2年度	3年度	4年度	過去3年間の 平均値	令和6年度年間 排出量（見込み）
		44,600	58,310	47,750	50,220
履行回数	28	34	27	30	27
1回当りの 平均排出量 (t)	1.593	1.715	1.769	1.693	1.860
<p>令和6年度の履行回数は、前年度と同じ27回と算定し、1回当りの処分量は、過去3年間の平均値1.693tと令和6年度年間排出量（見込み）を比較した結果、1.860tと算出し、年間排出量（見込み）を50.22t（27回×1.860t/回）とした。</p> <p>なお、役務開始時期は4月上旬からとし、隔週の水曜日を基準に処分する。</p>					